

奈良県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
和久田耳鼻咽喉科	磯城郡田原本町一三八―一	令和三年二月二十七日
ひめじま歯科	大和高田市日之出東本町二一―二四	令和三年二月二十八日